

■ 「建築物のバリアフリー基準の見直し方針」が作成されました ～建築物の更なるバリアフリー化の推進に向けて～

全日本駐車協会事務局

国土交通省より、バリアフリー法に定めた建築物における車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の見直し方針を作成したので、協会会員に周知するよう要請がありました。今後、見直し方針に基づきバリアフリー法施行令等の改正が行われるなど、建築物である駐車施設や建築物に付随する駐車施設に関係する内容になりますので、ご確認ください。

事務連絡
令和6年3月29日

事業者団体 御中
劇場等関係団体 御中
建築関係団体 御中

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付

建築物の更なるバリアフリー化の推進に向けて

平素より建築物のバリアフリー化の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国では高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物について、一定規模以上の建築機会を捉えバリアフリー化を推進しているところです。

国土交通省では、学識経験者、障害者団体、事業者団体等で構成する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」（以下「検討WG」という。）を令和5年6月に設置し、バリアフリー法に定めた車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客席の設置数に関する基準の見直しに向けての検討を重ね、別紙のとおり建築物のバリアフリー基準の見直し方針（以下「見直し方針」という。）を作成しました。貴団体におかれましては、所属される事業者に広く周知いただきますようお願いいたします。

今後、見直し方針に基づきバリアフリー法施行令等（以下「政令等」という。）の改正を進めてまいります。政令等の公布後、一定の周知期間を確保した上で施行を迎えることとなります。飲食店や物販店舗等の商業施設、映画館、音楽ホール、スタジアム等の観覧施設、その他不特定多数の方等が利用する施設の企画・設計・整備に携わる皆様におかれましては、本見直し方針を参考に施設の企画・設計を行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

（別紙）

建築物のバリアフリー基準の見直し方針

（参考）

検討WGの資料は、国土交通省HP（下記URL）に掲載されています。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000183.html

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 バリアフリー班
（住所）東京都千代田区霞が関2-1-3
（電話）03-5253-8111 【内線 39-545】

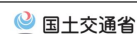
建築物のバリアフリー基準の見直し方針

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告 (令和6年3月29日)



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し方針

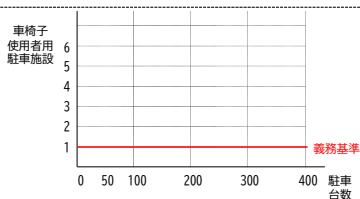


バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

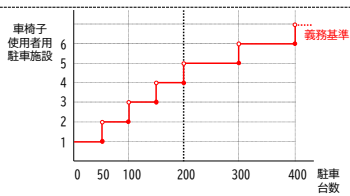
現行

- ・ 1台以上を設ける。



見直し案

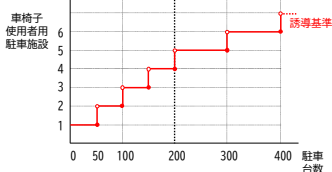
- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。



誘導基準

現行

- ・ 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- ・ 201台以上の場合、1%+2台以上を設ける。



見直し案

- ・ 2%以上を設ける。

